

運営基準のまとめが先行—介護給付費分科会「運営基準等改正案」

以下、「運営基準等」の改正案について、分科会での老健局の追加説明、「[介護給付費実態調査月報（2014年9月審査分）](#)」による各サービスの請求事業所数と利用者数、第110回分科会資料1「[2014年度介護事業経営実態調査結果の概要（案）](#)」による事業所の給与費割合（収入に占める給与費の割合）と収支差率（収入に対する収支差額の割合）を加えて紹介する。

1. ケアマネジメント（介護予防支援、居宅介護支援）

① ケアマネジャーは、「意識の共有を図る」目的のため、サービス事業所担当者から個別サービスの提出を求める（[参考資料 2 ページ](#)）

② ケアマネジャーは、地域ケア会議から個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合は、協力する（[参考資料 5 ページ](#)）

〔利用者〕 介護予防支援 103.8 万人、居宅介護支援 241.2 万人（合計 345.0 万人）

〔請求事業所〕 介護予防支援 4,525 事業所、居宅介護支援 37,893 事業所

〔経営実態〕 居宅介護支援：給与費割合 81.9%、収支差率△1.0%

2. 訪問系サービス

1) ホームヘルプ・サービス（訪問介護）

① サービス提供責任者が複数の場合や、業務の効率化が図られている場合、配置基準を「利用者 50 人に対して 1 人以上」に緩和する（[参考資料 11 ページ](#)）

② 「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）を実施する場合、現行基準に準ずる（[参考資料 14 ページ](#)）

③ 介護予防ホームヘルプ・サービスが「総合事業」に移行する際、経過措置など必要な措置を講ずる

〔利用者〕 介護予防訪問介護 44.9 万人、訪問介護 96.0 万人（合計 140.9 万人）

〔請求事業所〕 介護予防訪問介護 27,885 事業所、訪問介護 32,167 事業所

〔経営実態〕 訪問介護（介護予防を含む）：給与費割合 73.7%、収支差率 7.4%

3. 通所系サービス

(1) デイサービス（通所介護）

① 小規模事業所の地域密着型デイサービス（新設）の移行に伴い、新たな基準を設ける（[参考資料 17 ページ](#)）

② 小規模事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する場合、2017 年度まで経過措置を設ける（[参考資料 20 ページ](#)）

③ 「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、総合事業）を実施する場合、現行基準に準ずる（[参考資料 24 ページ](#)）

④ 介護予防デイサービスが「総合事業」に移行する際、経過措置など必要な措置を講ずる

⑤ 「宿泊サービス」を実施している事業所は届出制を導入し、事故報告の仕組みを設ける（[参考資料 27 ページ](#)）

〔利用者〕 介護予防通所介護 48.3 万人、通所介護 131.0 万人（合計 179.3 万人）

〔請求事業所〕 介護予防通所介護 35,139 事業所、通所介護 40,883 事業所

〔経営実態〕 通所介護（介護予防を含む）：給与費割合 55.8%、収支差率 10.6%

4. 訪問系・通所系サービス共通

1) 訪問・通所リハビリテーション

① リハビリテーション（訪問看護、デイサービス、認知症デイサービスも含む）は生活機能の維持・向上を図るものであることを基本方針に規定する（[参考資料 33 ページ](#)）

② 同一事業所が訪問・通所リハビリテーションを提供する場合、リハビリテーション計画、利用者の同意書、診療記録記載などを効果的・効率的に実施できるよう見直す（[参考資料 34 ページ](#)）

③ケアマネジャーや在宅サービス事業所担当者がリハビリテーションカンファレンスに参画し、利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努める（参考資料 36 ページ）

〔利用者〕

訪問リハビリテーション：介護予防訪問リハビリテーション 1.2 万人、訪問リハビリテーション 7.6 万人（合計 8.8 万人）

通所リハビリテーション：介護予防通所リハビリテーション 13.2 万人、通所リハビリテーション 41.8 万人（合計 55.0 万人）

〔請求事業所〕

訪問リハビリテーション：介護予防訪問リハビリテーション 2,397 事業所、訪問リハビリテーション 3,646 事業所

通所リハビリテーション：介護予防通所リハビリテーション 7,000 事業所、通所リハビリテーション 7,303 事業所

〔経営実態〕

訪問リハビリテーション（介護予防を含む）：給与費割合 68.1%、収支差率 5.3%

通所リハビリテーション（介護予防を含む）：給与費割合 59.3%、収支差率 7.6%

5. ショートステイ（短期入所系サービス）

1) 福祉系ショートステイ（短期入所生活介護）

①一定条件下（ケアマネジャーが緊急やむを得ないと認めた場合など）で、静養室での受け入れを可能とする（[参考資料 40 ページ](#)）

②-1.一定条件下で、基準該当ショートステイを静養室で実施することを可能とする（参考資料 44 ページ）

②-2.小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする

〔利用者〕 介護予防短期入所生活介護 1.1 万人、短期入所生活介護 33.1 万人（34.2 万人）

〔請求事業所〕 介護予防短期入所生活介護 4,809 事業所、短期入所生活介護 9,629 事業所

〔経営実態〕 短期入所生活介護（介護予防を含む）：給与費割合 59.2%、収支差率 7.3%

6. 有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

①介護職員・看護職員の配置基準は、要支援 1 の基準（利用者 10 人に対して 1 人以上）を参考に、要支援 2 の基準（利用者 3 人に対して 1 人以上）を見直す（[参考資料 49 ページ](#)）

②介護報酬の代理受領の要件を撤廃する（参考資料 51 ページ）

③養護老人ホームは「外部サービス利用型」だけでなく、「一般型」を選択することができる（参考資料 52 ページ）

〔利用者〕 介護予防特定施設入居者生活介護 2.5 万人、特定施設入居者生活介護 16.6 万人（合計 19.1 万人）

〔請求事業所〕 介護予防特定施設入居者生活介護 3,546 事業所、特定施設入居者生活介護 4,417 事業所

〔経営実態〕 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）：給与費割合 39.9%、収支差率 12.2%

7. 福祉用具（福祉用具貸与・福祉用具販売）

①福祉用具専門相談員は、必要な知識の修得、能力向上の自己研鑽に努める（[第 115 回資料 2](#)）

〔利用者〕 介護予防福祉用具貸与 31.9 万人、福祉用具貸与 141.4 万人（合計 173.3 万人）

〔請求事業所〕 介護予防福祉用具貸与 6,334 事業所、福祉用具貸与 7,153 事業所

〔経営実態〕 福祉用具貸与（介護予防を含む）：給与費割合 32.0%、収支差率 3.3%

8. 地域密着型サービス

1) 定期巡回・随時対応サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

①一体型事業所は、サービスの一部を他の訪問看護ステーションに委託することを可能とする（[参考資料 62 ページ](#)）

②夜間オペレーターの範囲に、「併設する施設・事業所」だけでなく、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加

する（参考資料 65 ページ）

③外部評価は、「第三者（市区町村、地域包括支援センター）が出席する介護・医療連携推進会議」に報告したうえで公表する仕組みにする（参考資料 69 ページ、[資料 2-3 ページ](#)）

〔利用者〕 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0.9 万人

〔請求事業所〕 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 431 事業所（一体型 158 事業所、連携型 273 事業所）

〔経営実態〕 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：給与費割合 85.6%、収支差率 0.9%

2) 小規模多機能型居宅介護

①-1 登録定員を現行 25 人以下から 29 人以下とする。

①-2 登録定員 26 人以上 29 人以下の事業所は、居間・食堂の合計面積が適当な場合（1 人当たり 3 m²は確保）、「通い定員」は現行 15 人以下から 18 人以下を可能とする（資料 2-1 ページ）

②外部評価は、「第三者（市区町村、地域包括支援センター）が出席する運営推進会議」に報告したうえで公表する仕組みにする

③看護職員の兼務は、「併設する施設・事業所」だけでなく、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加し、特別養護老人ホームや老人保健施設を加える（参考資料 77 ページ）

④「同一敷地内に併設する事業所」が「総合事業」を実施する場合、管理者の兼務を可能とする（参考資料 79 ページ）

⑤グループホームを併設している場合、夜間の職員配置の兼務を可能とする（参考資料 80 ページ）

〔利用者〕 介護予防小規模多機能型居宅介護 0.8 万人、小規模多機能型居宅介護 7.5 万人（合計 8.3 万人）

〔請求事業所〕 介護予防小規模多機能型居宅介護 2,969 事業所、小規模多機能型居宅介護 4,602 事業所

〔経営実態〕 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）：給与費割合 63.4%、収支差率 6.1%

3) 複合型サービス

①「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する（参考資料 82 ページ）

②登録定員を 29 人以下とする。登録定員 26 人以上 29 人以下の事業所は、居間・食堂の合計面積が適当な場合、「通い定員」18 人以下を可能とする

③外部評価は、「第三者（市区町村、地域包括支援センター）が出席する運営推進会議」に報告したうえで公表する仕組みにする（参考資料 83 ページ）

〔利用者〕 複合型サービス 0.3 万人

〔請求事業所〕 複合型サービス 161 事業所

〔経営実態〕 複合型サービス：給与費割合 71.8%、収支差率△0.5%

4) グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

①標準ユニット数「1 又は 2」を 3 ユニットまで差し支えないと明確化する（参考資料 85 ページ）

〔利用者〕 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）0.1 万人、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）18.3 万人（18.4 万人）

〔請求事業所〕 介護予防認知症対応型共同生活介護 768 事業所、認知症対応型共同生活介護 12,575 事業所

〔経営実態〕 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）：給与費割合 55.9%、収支差率 11.2%

5) 認知症デイサービス（認知症対応型通所介護）

①グループホーム共用型の利用定員を「1 ユニット 3 人以下」に見直す（参考資料 88 ページ）

②「運営推進会議」の設置を 2016 年度から義務づける（参考資料 90 ページ）

③「宿泊サービス」を実施している事業所は届出制を導入し、事故報告の仕組みを設ける（参考資料 92 ページ）

6) 小規模特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

①サテライト型の本体施設として、「特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院・診療所」だけでなく、小規模特別養護老人ホームを追加する（参考資料 98 ページ）

〔利用者〕 介護予防認知症対応型通所介護 0.1 万人、認知症対応型通所介護 5.9 万人（合計 6.0 万人）

〔請求事業所〕 介護予防認知症対応型通所介護 584 事業所、認知症対応型通所介護 3,805 事業所

〔経営実態〕 認知症対応型通所介護：給与費割合 62.2%、収支差率 7.3%

ケアマネジメントオンラインより引用